

陳 情 第 7 号	平成24年2月16日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	都市再生機構賃貸住宅（旧公団住宅）を公共住宅として継続し、居住者の居住の安定を求める意見書提出を求める件
陳 情 要 旨	
<p>野田内閣は2012年1月20日の閣議で、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」を決定しました。この中で私たちの住む団地の大家であり約76万戸の賃貸住宅を経営・管理する都市再生機構について、「業務の見直し、分割・再編、スリム化」を内閣府に設置する有識者による検討の場で検討し、本年度中に方向性について結論を得ること、都市機構（UR）賃貸住宅（旧公団住宅）は「居住者の居住の安定の維持等の必要性を十分踏まえ（中略）会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化」を検討し平成24年夏までに結論を得る、としています。</p> <p>この閣議決定の直前に行政刷新会議で決定された「独立行政法人の制度・組織の見直しについて」では、都市再生機構を特殊会社化するとし、「特殊会社化に当たっては、本法人の住宅の居住者の居住の安定を維持する必要があるため、これを踏まえた移行プロセスを検討する必要がある」としています。「移行プロセス」に言及しているのは特殊会社化が賃貸住宅居住者に多大の影響を及ぼすことを自認したものと云わざるを得ませんが、あくまでも「特殊会社化」を推進しようとしていることは明白です。閣議決定は、行政刷新会議決定と表現が異なる部分もありますが、野田内閣が都市機構賃貸住宅の特殊会社化を図ろうとしていることは明らかです。</p> <p>都市機構賃貸住宅の経営・管理は、もともと日本住宅公団として出発し、統廃合を3度繰り返して2004年から独立行政法人都市再生機構となりましたが、半世紀以上にわたって蓄積されてきた、かけがえのない公共住宅です。</p> <p>団地には居住者の自治会活動が結実して良好なコミュニティーが形成されています。団地内にとどまらず周辺地域のまちづくりに貢献している例も少なくありません。防災活動も活発に取り組み、地域の防災拠点の役割を果たしています。高齢者世帯の安住の場であるとともに、次世代を担う子育て世帯にとっても安心・安定の居住の場です。</p> <p>居住者の実態は、全国公団住宅自治会協議会が2011年9月に実施した</p>	

「第9回団地の生活と住まいのアンケート」調査では、60歳以上の世帯主が約70%を占め、年金生活者が急増し、世帯の年収は375万円以下が70%、そのうち251万円以下が49%も占めています。78%の世帯が「公団（UR）賃貸住宅に長く住み続けたい」と願っています。「居住者の居住の安定」を確保すること、「安心して住み続けられる公共住宅」を持続させることが政府の責務ではないでしょうか。

高齢者、子育て世代のみならず最近では勤労外国人の居住もふえ、「株式会社化」で収益が追求されれば、弱者の追い出しなども起こりかねません。市民の居住保障に新たな課題が生じて自治体負担の増大も想定されます。

以上のことから、貴議会におかれましては、政府に対し次の陳情事項を要望する意見書を提出していただきますよう、お願いいたします。

#### 記

1. 都市機構賃貸住宅は、公共住宅として本市の住宅政策を初めまちづくり、防災計画等に積極的な役割を担っており、特殊会社化するべきでない。今後とも、政府が直接関与する公共住宅として継続すべきであること。
2. 都市機構賃貸住宅では居住者の高齢化と低収入化が急速に進んでいる一方、子育て世帯にとっても必要な公共住宅であり、政府は、都市機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、及びこれまでの国会附帯決議等を十分踏まえて、居住者の居住の安定策を推進すべきであること。
3. 政府は、公共住宅の役割を明確にするとともに、民間・公共住宅の別なく最低限度の居住保障に関する住宅政策を確立すること。